

(資料1-1) 【くりはま花の国】仕様書

くりはま花の国

管理業務仕様書

横須賀市建設部公園管理課

目 次

◇× りはま花の国管理業務仕様書◇

1	公園の概要	1
2	管理業務の対象となる公園施設	1
3	運營業務	2
	(1) 運営体制の確保	
	(2) 運營業務	
4	維持管理業務	5
	(1) 維持管理業務の対象	
	(2) 施設補修・修繕	
	(3) 遊具施設の点検	
	(4) 廃棄物について	
	(5) 花壇・樹木等の植栽管理	
	(6) 市民参加・市民協働（ボランティア）	
5	有料施設の運營業務	6
6	都市公園条例第9条第1項第2号に基づく公園内行為許可業務	7
7	新設施設等の式典補助業務	8
8	公園の紹介業務	8
9	その他	9
	(1) 自動販売機の設置	
	(2) 電気・ガス・水道等	
	(3) 市民参加・市民協働（ボランティア）	
	(4) 地域との連携	
	(5) 自主事業について	
	(6) 用地の保全	
	(7) 公園を取り巻く環境の変化への対応	
	(8) 環境への配慮	
	(9) 協議	

【その他、公園の概要、平面図、維持管理業務基準書等を13ページ以降に記載】

くりはま花の国

管 理 業 務 仕 様 書

1 公園の概要

(1) くりはま花の国

詳細は、13ページ「公園の概要」のとおりとする。

2 管理業務の対象となる公園施設

(1) 園路及び広場

入口広場・冒険ランド・展望広場・県木の広場・ハーブ園遊具広場・階段・園路等

(2) 修景施設

コスモス・ポピー園・ハーブ園・ハーブ園温室・ツバキ園・花壇等

(3) 休養施設

足湯・あずまや・野外卓・ベンチ等

(4) 遊戯施設

コンビネーション遊具（冒険ランド）・ゴジラ滑り台・複合遊具（ハーブ園遊具広場）
ハーブ園ロング滑り台等

(5) 運動施設

エアライフル場・アーチェリー場

(6) 便益施設

駐車場・トイレ・時計・水飲場・案内板等

(7) 管理施設

門扉・電気設備・給排水設備・フェンス・車止等

(8) その他

展望台

(9) 主な建築物概要

・	管理事務所（ハーブ園入口）	延床面積	137m ²
・	管理人詰所（第1駐車場）	延床面積	7m ²
・	管理人詰所（第2駐車場）	延床面積	10m ²
・	機械小屋	延床面積	12m ²
・	旧発券所（ハーブ園）	延床面積	3m ²
・	トイレ（第2駐車場）	延床面積	42m ²
・	トイレ（コスモス・ポピー園）	延床面積	43m ²
・	トイレ（冒険ランド①）	延床面積	33m ²
・	トイレ（冒険ランド②）	延床面積	25m ²
・	トイレ（ヘルバ前）	延床面積	30m ²
・	トイレ（ハーブ園）	延床面積	30m ²
・	エアライフル場	延床面積	258m ²
・	アーチェリー場管理棟・トイレ	延床面積	26m ²

・	アーチェリー場の屋	延床面積	30㎡
・	アーチェリー管理小屋	延床面積	14㎡
・	パークゴルフ場跡地管理棟	延床面積	38㎡
・	足湯（ハーブ園）	建築面積	26㎡
・	温室（ハーブ園）	延床面積	211㎡
・	冷凍庫（レストラン）	延床面積	7㎡
・	倉庫（レストラン）	延床面積	7㎡
・	プロパン庫（レストラン）	延床面積	7㎡
・	倉庫（パークゴルフ場跡地）	延床面積	15㎡
・	管理人詰所（展望広場）	延床面積	10㎡

3 運営業務（募集要項8－(1)）

(1) 運営体制の確保

- ① 管理事務所には、管理要員を配置し運営にあたること。
- ② 運営業務に支障がないように、管理事務所には日中・夜間を問わず対応できる体制を整えて運営にあたること。
- ③ 管理要員のうち1名は、管理事務所長として配置し、施設の管理運営責任者となること。
- ④ 労働基準法等、管理、運営上必要な法令等を遵守すること。
- ⑤ 使用料の徴収、保管及び納付については、出納責任者及び現金取扱者を置いて適正な管理を行うこと。
- ⑥ 防火管理者を置くこと。
- ⑦ エアーライフル場においては銃砲刀剣類所持等取締法第九条の二第1項及び指定射撃場の指定に関する内閣府令第八条の規定に従い管理者を配置すること。
- ⑧ アーチェリー場においては、初心者指導員を配置すること。
- ⑨ 組織体制を保持し、職員の育成及び運営に必要な研修を実施すること。
- ⑩ 業務上における本市及び第三者等への損害賠償に備え、施設賠償責任保険に必ず加入し、施設所有者である横須賀市も補償の対象（被保険者）となる契約内容とすること。また、その他傷害保険等、必要な保険に加入すること。

(2) 運営業務

常に利用者に開かれたものとし、以下の業務を行うものとする。

- ① 公園利用者等への対応、利用案内、接遇（公園や植物の解説やコミュニケーション等による利用者への対応を含む）

ア 来園者と直接やりとりをする接客業であることを意識した接遇を行うこと。また、管理事務所員だけでなく、現場の作業員（委託会社も含む）もペリー公園の一員であることを自

覚し、来園者が気持ちよく過ごせる接遇を行うこと。

イ アクセス方法などの基本情報やイベント情報を適切に案内すること。

ウ 公園利用者・市民等からの問い合わせ、要望及び苦情等に対して、主体的かつ誠意をもって対応するとともに、迅速、的確、丁寧な対応をすること。要望及び苦情等の対応経過については随時、市に報告すること。

② イベントの開催及び協力

下記に示したイベントを開催するとともに、本市が主催・後援する行事等の開催にあたっては、実施団体と協力して円滑な運営を図ること。早朝より開催する行事等については、職員の早出出勤により適宜対応すること。

(ポピー園・コスモス園で指定管理者が主催するイベント)

- ・ ポピー祭開催 例年4月上旬から6月上旬に開催
- ・ 花摘み大会 開園期間最終日（6月上旬の日曜日）に開催
- ・ コスモス祭開催 例年9月上旬から10月下旬に開催
- ・ 花摘み大会 開園期間最終日（10月下旬の日曜日）に開催

※花の種類や時期の変更をする場合は事前に市と協議をすること。

※花の種類を変更する際は「ポピー園・コスモス園」の名称も検討すること。

※花の種類を変更する際は久里浜観光協会等イベントの協力団体にも協議をすること。

※上記以外の時期についても花にちなんだイベントを開催を検討すること。

(指定管理者以外が主催するイベント例)

- ・ 花の街フェア（久里浜観光協会主催） 例年5月と10月に開催

③ 利用促進

公園の目的・方向性をよく理解した上で、ボランティア（9その他(3)を参照）及び地域等（9その他(4)を参照）と連携するとともに、各種広場等の公園施設を活用し、次のアからウを意識した創意工夫による集客の向上につながる事業を提案の上、行うこと（9その他(5)を参照）。また、単独での事業のほか、他の1施設（ペリー公園）との一体活用による事業についても期待します。

ア 文化芸術に関する事業

イ まちづくり・賑わいの創出につながる事業

ウ 市民と協働で実施する身近に開かれた事業

④ 公園に関する要望及び苦情への対応

⑤ 違法行為に対する注意・指導

ア 横須賀市 都市公園条例（昭和34年条例第18号。以下「条例」という。）第8条に掲げ

る行為は禁止行為であるため、特別な許可なくこれらの行為を行うものについては、速やかに中止させると共に市に報告すること。

イ 条例第9条に掲げる行為については、横須賀市長の許可を必要とするものであるため、許可なくこれらの行為を行うものについては、速やかに中止させると共に市に報告すること。

ウ 条例第9条第1項第2号に掲げる行為については、「*都市公園条例第9条第1項第2号に基づく公園内行為許可業務」を参照すること。

⑥ 市への業務報告及び連絡調整

⑦ 事故・災害及び緊急時等の対応

ア 事故・災害等に備え、対応マニュアルを作成しておくこと。

イ 集中豪雨・台風・強風・大雨・大雪・地震・津波等の警報発令時等、またそれらの警報発令に至る恐れがある場合には警戒配備体制を整備し、利用者の安全確保を迅速に行うとともに、市に対して被害状況を報告すること。また、必要に応じて応急処置を行うこと。特に初期対応について必要に応じて専門業者に意見を聞くなど、被害拡大を防止するよう臨機応変に対応すること。

ウ 災害等が発生し、市が施設をその対策のために使用することを決定した場合は、市の指示に従い当該災害等の対策に関する業務に協力すること。

⑧ 拾得物・残置物の処理

拾得物については、拾得物台帳等を作成し記録するとともに、遺失物法に基づく適切な対応を行うこと。残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては、一定期間撤去要請の貼り紙（告示）をした後、所有者が不明の場合処分すること。

⑨ 利用者指導・事故の防止

危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために、施設の使用状況を適宜把握し、必要に応じてマナーを遵守するよう適切な利用者指導等を行うこと。

⑩ その他

ア 光化学スモッグ発生時において利用者への周知及び避難誘導指示を行うこと。

イ AED本体は市が購入するが、バッテリー・パドル等の消耗品は指定管理者が購入すること。また、AEDの保守・点検をすること。

ウ 熱中症警戒アラート発表時は、利用者に熱中症等への注意喚起を行うこと。また、熱中症特別警戒アラート発表時は直ちに屋外運動施設の貸し出しを中止し、公園利用者には屋外での活動を自粛するよう促すこと。

4 維持管理業務（募集要項8－(2)）

常に清潔で美しい空間を提供し、来園者が園内で快適に過ごせるよう、維持管理を行うこと。

(1) 維持管理業務の対象

「2 管理業務の対象となる公園施設」に示す公園施設の維持管理（巡視・保守点検・補修・修繕を含む）とする。

(2) 施設補修・修繕

適正な利用に供するよう安全面に配慮し、施設及び備品等は正常に保持すること。また、日常的な保守点検を行い必要に応じて部品交換や補修・修繕を行うこと。公園全体の美観を保ち、施設の延命化を図るために、柵・門扉・遊具等については錆を落とし、維持塗装を行うこと。

(3) 遊具施設の点検

- ① 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ② 遊具の安全確保及び適切な保全管理のため、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改訂第3版）等を参考に、専門家による年1回の定期点検（法定点検）及び、月1回以上の日常点検を行い、その結果は市に報告すること。また危険の早期発見のため、日常的に見回りを行うこと。
- ③ 遊具の管理点検基準を作成すること。

(4) 廃棄物について

- ① 事業系ごみとして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条」に基づき、自らの責任において適正に処理すること。
- ② 事業系ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」「資源物」に分別し、保管場所まで自己搬入すること。
- ③ 保管場所から回収、処分については市の一般廃棄物収集運搬業許可業者および産業廃棄物収集運搬業許可業者と委託契約し、適正に処理すること。

(5) 花壇・樹木等の植栽管理

※別紙「植栽管理等基準表」も参照のこと

- ① 「花の国」の名に恥じないよう、年間を通して花の魅力づくりを心がけ、花壇の管理をこまめに行うこと。くりはま花の国の独自の地形や自然環境を活かした魅せ方をすること。
- ② 樹木等の種類や目的に応じた質の高い植物管理を行うため、樹木医・街路樹剪定士等の専門的な知識を有する者の指導のもと、植物の保護育成を心掛けた適切な管理業務を行うこと。また、来園者の安らぎのため、植栽帯の空いている箇所等に花の植え付けを行う様に努めること。越境樹木、危険木、照明等に支障となる樹木については、適宜剪定するなど適切に管

理すること。

③ ポピー・コスモス等その時期のメインとなる花の開花状況について

ア 開花状況を市に報告すると同時に、各公園のホームページへの掲載を行うこと。なお、その他のシーズンにおいても、毎週定期的に同報告等を行うこと。

イ 報道機関を活用するなど積極的なPR活動を行うこと。

④ みどり（樹木等）に関する配慮・報告について

ア 樹木等のみどりを良好な状態に保つため、本市が策定した「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」に基づいて、樹木等の適切な育成管理に努めること。

イ 同ガイドライン「配慮指針編」に規定された市への報告を適切に行うとともに、市からアドバイス及び調整事項があった場合は、可能な限り、その趣旨に沿った対応をとること。

※参照ホームページ

横須賀市ホームページ > 総合案内 > くらし・手続き > 環境・自然・海洋 >

みどり施策・自然環境 > 公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン

(6) 市民参加・市民協働（ボランティア）

公園の維持管理、環境保全、集客促進事業等に、ボランティア団体等を積極的に参加させること。またその場合は、活動内容や活動範囲等について十分に調整を行い、円滑な維持管理を図ること。

5 有料施設の運営業務（募集要項8-(3)）

(1) 指定管理者は、アーチェリー場及びエアライフル場の管理・運営を次により行うこと。

① 利用の受付

② 実績報告書を定期的に市に提出する。業務日誌等の書類は必要に応じて市に提出する。

(2) 指定管理者は、市の収入となる使用料の収納事務を行う指定管理公金事務取扱者となり、市から委託された使用料（アーチェリー場・エアライフル場）の収納事務については、次により収納及び出納業務を行うこと。なお、使用料の指定公金事務に係る経費については、市は指定管理者業務と併せて指定管理料として支払うので、収支予算書の作成に当たって業務経費を積算すること。

① 使用料

ア 使用料は、横須賀市都市公園条例別表に定める額とする。

イ 指定管理者は、現金取扱者を指定して施設の使用料を利用者から徴収し、徴収月の翌月末までに指定金融機関に納付すること。

ウ 使用料は、市の収入とする。

エ 使用料は前納とし、収納した使用料については、必要な帳簿を作成し、出納責任者が管理すること。

② 使用料の不還付

納付された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用できない等の相当な理由があると認められるときは、この限りではない。詳しくは条例、施行規則及び公園の入園料及び使用料の減免に関する取扱基準に従うこと。

(3) 指定管理者は、駐車場の運営業務を次により行うこと。

① 利用料金

ア 利用料金は、横須賀市都市公園条例別表に定める額とする。

イ 利用料金は、指定管理者の収入とし、管理経費に充当するものとする。

ウ 利用料金及び利用台数に関しては集計し、毎月15日までに、前月分を市へ報告すること。

② 利用料金の不還付

都市公園条例第21条に基づいた取り扱いとする。

③ 利用料金の減免

都市公園条例第20条第3項、都市公園条例施行規則（昭和34年規則第13号。以下「施行規則」という。）及び公園の入園料及び使用料の減免に関する取扱基準（以下「減免基準」という。）に準じた扱いとすること。その他の方法による運営を希望する場合には事前に市の承諾を得ること。

6 都市公園条例9条第1項第2号に基づく公園内行為許可業務（募集要項8－(4)）

条例9条第1項第2号に掲げる行為の許可を条例及び施行規則等に基づき適切に行うこと。

(1) 行為許可に関する業務

行為許可を行うにあたり下記に留意すること。

① 許可を行うにあたり、懸案事項案件等については、市と協議を行うこと。

② 市のPRになる撮影やイベントを許可する場合は、事前に市の関係部署に連絡を行うこと。

③ 許可を行った案件は、すべて市へ報告すること。

④ くりはま花の国、ペリー公園における許可業務について、その事務をどちらかの公園に集約することも可とする。その際は許可事務における料金徴収に関する出納責任者及び現金取扱者は集約した公園のみに置くこととする。

都市公園条例抜粋

(行為の制限)

第9条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項の規定に基く許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(2) 料金収納に関する業務

指定管理者は、市の収入となる使用料の収納事務を行う指定公金事務取扱となり、収納及び出納業務を行うこと。なお、これらの事務については、第三者に再委託することはできない。

- ① 使用料の徴収。なお使用料の額は、条例別表に定める額とする。
- ② 料金徴収後、徴収月の翌月末まで指定金融機関に納付すること。
- ③ 徴収した使用料については必要な帳簿を作成し、出納責任者が管理すること。
- ④ 条例、施行規則及び公園の入園料及び使用料の減免に関する取扱基準に基づき、使用料の全部又は一部を免除することがある。
- ⑤ 納付された使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用できない等の相当な理由があると認められるときは、この限りではない。詳しくは条例、施行規則及び公園の入園料及び使用料の減免に関する取扱基準に従うこと。

7 新設施設等の式典補助業務（募集要項8－(5)）

新設又は改修した公園・施設で市が式典を行う場合、式典に使用する備品や消耗品の貸出や、備品等の運搬等の補助を行うこと。

8 公園の紹介業務（募集要項8－(6)）

- (1) 公園案内及びPR用パンフレットやポスター等を作成・配布し、施設紹介を行うこと。
- (2) 公園紹介のWEBサイトの開設及びメンテナンスを行い、最新情報を掲載すること。
- (3) SNSや各種マスメディアを利用した広告の企画・制作及び広報を実施すること。
- (4) 効果的なプロモーションを行うために質の高いものを提供できるよう努めること。

9 その他

(1) 自動販売機の設置

① 設置台数及び場所

利用者サービスの向上のために増減が好ましいと判断される場合は、事前に市と協議し承認を受けること。他の場所へ設置を希望する場合にも、事前に市と協議し承認を受けること。

【参考】令和6年度の設置状況

設置場所	台数
入口広場	3台
冒険ランド前	3台
管理棟前	3台
管理棟	1台
ハーブ園内	5台
レストラン横	1台
第1駐車場	1台
第2駐車場	2台
アーチェリー場	2台
パークゴルフ場	2台
ヘルバ	1台
合計	24台

【参考】令和7年度4月現在

② 公園施設設置許可申請について

自動販売機の設置には公園施設設置許可申請が必要となり、都市公園条例で定めた使用料を負担すること（使用料は改定される場合がある）。また、公園施設設置許可は、指定期間中、毎年度、更新申請を必要とする。

③ 設置管理方法

設置方法（直営設置、業務委託等）は、指定管理者に一任する。ただし、設置管理に要する費用（電気料金、ゴミ処理等）の負担及びトラブル対応は、すべて指定管理者の責任をもって行うこと。又、防犯システムを導入し、防犯に努めること。

④ 収入の取り扱い

自動販売機設置業務を通じて得られた売上のうち、10パーセントを横須賀市に納付金として納めること。ただし、納付時期・納付方法は別途定めるものとする。納付金を差し引いた残りの売上については、指定管理者の収入とし、収入から設置に要する費用（自動販売機設置に伴い市へ納める公園使用料、電気料金、諸費用等）を差し引いた残りの収入を指定管理施設の管理経費に充当すること。

※1 公園使用料 都市公園条例別表に定める額

※2 電気料金 自動販売機の稼働に要する電気料金

※3 諸費用 飲料メーカー等との契約に基づき支払う費用等

管理経費提案時には、別紙「自動販売機売上実績」を参考とし、前述の必要経費等を勘案した実績に乖離しない収入見込額を様式7「くりはま花の国ほか1箇所指定管理業務収支予算書」に記載すること。また、サービス向上や管理経費削減についての提案に該当する趣旨がある場合は、事業計画書の所定の場所にも記載すること。

⑤ 市への報告

自動販売機設置に係る収支は、施設管理全体の年間収支予算書及び決算書に記載すること（合算はしない）はもとより、自動販売機設置事業の単独収支（自動販売機ごと）についても、毎月記録し、業務月報に添えて市に報告すること。納付金は、1年分を一括して翌年度の4月末日までに納めること。納付方法等は別途定めることとする。

⑥ その他

飲料等の価格は、一般的な市場価格を超えないように設定すること。また取扱商品は、原則的に清涼飲料水のみとし、その他の食品や雑貨、アルコール飲料及びタバコの販売は不可とする。ただし、施設の特徴や利用者からの強い要望等により、必要と判断される物品については、別途市と協議すること。

また、管理許可施設内に設置する自動販売機については、公園施設設置許可申請及び市への10%の納付金は不要とし、設置方法（直営設置、業務委託等）は、指定管理者に一任する。

ただし、設置管理に要する費用（電気料金、ゴミ処理等）の負担及びトラブル対応は、すべて指定管理者が責任を持って行うこと。

また、管理許可施設内に設置する自動販売機の収支は、管理許可施設の管理運営に係る収支表に記載し、管理許可施設ごとに、毎月記録し、年度末に一括して市に報告すること。

(2) 電気・ガス・水道等

電気・ガス・水道等について、契約者が市となっている場合、契約者を指定管理者に変更する場合は、契約内容も含め、別途市と協議すること。

(3) 市民参加・市民協働（ボランティア）

公園の維持管理、環境保全、集客促進事業等においてボランティア団体等の参加に積極的に取り組むこと。またその場合は、活動内容や活動範囲等について十分に調整を行い、円滑な維持管理を図ること。

(4) 地域との連携

地域連携（地元町内会等含む）を行い、地域の活性化を図ること。

(5) 自主事業について

① 業務上の位置づけ

施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費

用により、実施するものとする。また、事業における必要な保険（イベント保険等）がある場合、加入すること。

自主事業の有無については指定管理者に一任するが、施設の魅力づくりの一環として、積極的な実施を期待する。

② 実施の承認

あらかじめ市の承認を受けた事業のみ、実施可能となる。申請時の事業計画書で提案した事業についても、あらためて実施年度当初に、所定の自主事業計画書を提出し、市の承認を受けるものとする。

③ 収入の取り扱い

ア 利用料を徴収する場合には、他公園等の類似施設や類似サービスの一般的金額等と比較のうえ、適切な価格を考慮すること。

イ 自主事業を通じて得られた収入については、指定管理者の収入とし、指定管理施設の管理経費への充当は不要です。（ただし余剰金を指定管理施設の管理経費に充てることは可能です。その場合には、充当する金額を様式9「くりはま花の国ほか1箇所指定管理業務収支予算書」に記載すること。）

ウ 当該自主事業の管理経費提案時には、自主事業にかかる収入見込み額を、事業計画書様式7「実施予定表」に記載すること。

エ サービス向上や管理経費削減についての提案に該当する趣旨がある場合も、様式7「実施予定表」に記載すること。

オ 自主事業に係る収支は、施設管理業務や管理許可施設の収支とは区別した管理を行うこと。

カ 実施年度当初の自主事業計画書の提出時には、自主事業にかかる収入見込み額を記載すること。

④ 実施報告

自主事業実施後は、所定の自主事業報告書を市に提出すること。また、収支の予算および決算については、施設管理全体の収支と併せて、市に報告すること（合算不可）。

（6） 用地の保全

公園内の不法占用の有無や公園周囲の状況を把握し、異常があった場合は随時市に報告すること。

（7） 公園を取り巻く環境の変化への対応

施設サービスの向上、利用促進、広報等のPRに関して、公園を取り巻く環境の変化に伴って、多様化するニーズを捉えて事業提案を行うこと。

変化の一例は以下のとおり。

- ・ SNSの普及

- ・スポーツ政策によるスポーツ参加への機運の高まり
- ・市が掲げる「生涯現役社会の実現」に向けた、高齢者の取り込み。

(8) 環境への配慮

① エネルギー使用量の記録・報告

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の改正（平成22年4月施行）に基づき、施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、市へ報告すること（月1回）。

② 省エネルギーに対する周知・啓発等

施設内に張り紙をするなど、施設利用者に対して、できる限り電気等の利用を削減することなどの周知及び啓発に努めるとともに、指定管理者自らの事務を行う上で、電力等の使用量を削減するための必要な措置をできる限り講じるよう努めること。

③ 脱炭素社会への移行に向けた取組み（温室効果ガス排出量の削減のための取組み）

令和3年1月29日に本市が表明した「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、脱炭素社会への移行に向け、温室効果ガス排出量を削減するために必要な措置をできる限り講じるよう努めること。

(9) 協議

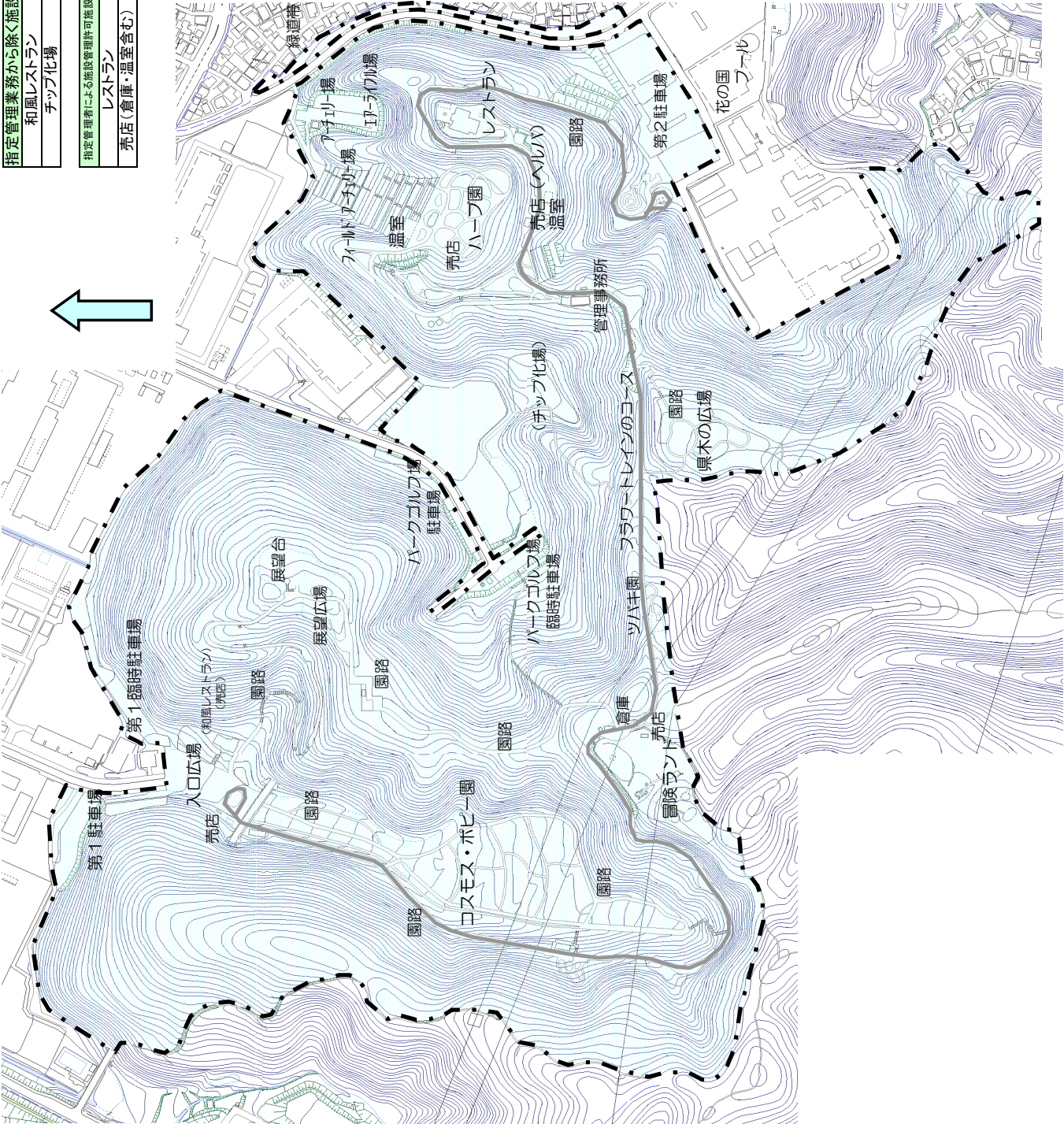
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関する疑義が生じた場合は、市と協議の上、対応すること。

公園の概要

公園名		くりはま花の国	
公園種別		都市緑地	
● 公園データ			
所在地	横須賀市神明町1番1		
公園面積	572,005㎡		
開設年月	昭和59年4月1日		
主な施設	・コスモス・ポピー園 ・冒険ランド ・展望台 ・ハーブ園 ・和風レストラン（管理外） ・レストラン ・アーチェリー場 ・エア－ライフル場 ・有料駐車場		
交通	京急久里浜駅又はJR久里浜駅から徒歩15分		
連絡先	横須賀市役所 建設部公園管理課 Tel：046(822)9562		
● 有料施設年間利用者数(令和6年度実績)			
アーチェリー場	8,413件		
エア－ライフル場	2,544件		
駐車場	普通65,252台／大型217台		
● 現況写真			
			
コスモス・ポピー園		ハーブ園	
● 公園の特色			
・自然の地形を活用した広大な緑地で、100万本のコスモス・ポピー園を始め、首都圏有数のハーブ園やゴジラのすべり台などの大型遊具がある冒険ランド、アーチェリー場・エア－ライフル場が整備されている。 ・また、園内にはレストラン2ヶ所が設けられている。			
● ボランティア活動			
活動内容：花壇管理			
● 占用物の有無			
1 公園施設管理許可 フラワートレイン、レストラン、売店（入ロ広場・ハーブ園・冒険ランド）の3箇所、ヘルパ、倉庫及び温室 2 公園施設設置許可 （他の民間企業が営業中）和風レストラン・チップ化場 3 その他			
● 公園利用者等からの要望			
1 年間を通じた花の魅力づくり 2 フラワートレインの改善（繁忙期での増便など）			

指定管理業務から除く施設	備考
和風レストラン	指定管理者以外の業者が営業中
テップ化場	指定管理者以外の業者が運営中

指定管理者による施設管理許可施設	備考
レストラン	募集要項「資料3」参照
売店(倉庫・温室含む)	募集要項「資料3」参照



凡例

--- 指定管理者
--- 管理エリア

* 市道部分は指定管理区域から除く

維持管理業務基準書

植栽管理

施設管理

くりはま花の国

横須賀市建設部公園管理課

〔 施 設 管 理 〕

(1) 管理の基準

定期点検及び保守、運転・監視及び日常点検・保守の点検項目、点検内容については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省・最新版）」によるものとする。ただし、設備機器一覧表に示す設備のうち、故障中の設備については、復旧するまでの間、清掃及び点検は不要とする。

(2) 管理の水準

① 園内警備・巡回

- ・定期巡回（日中・夜間）を行い、不審者や不審物の発見に努め、適正に警備を行う。また、施設の状態にも常に目を配り、安全で快適な公園環境の形成に取り組む。
- ・夏休み期間、繁忙期などは、必要に応じて夜間警備を実施し、犯罪の防止等に努める。
- ・市及び各種団体等が主催のイベントが園内で開催される時は、主催者と十分調整のうえ、適正な警備を実施する。
- ・自主事業実施の際には、必要に応じて、来客数の予測をもとに警備計画を作成し、適正な警備を実施する。
- ・アーチェリー、エアライフル場は、警備会社による機械警備を実施する。
- ・業務従事者は救命救急訓練を受けた者とする。

② 機械警備

- ・夜間利用を伴わない建物は機械警備を導入し、原則 24 時間の警備を行うこと。

③ 園地

- ・清掃は毎日実施を基本として、行楽シーズンや荒天候後などは適宜実施回数を増やし、園路や側溝、園地をきれいな状態に保つこと。
又ゴミ拾いは、日常の巡視に併せて随時実施すること。
- ・回収したごみは分別し、においの発生等に十分配慮した上で所定場所に集積すること。
- ・喫煙スペースにある灰皿内のごみは、適宜清掃を行う。灰皿周りの園内の清掃と同時に毎日掃き掃除等を行い、きれいな状態を保つこと。

④ 便所

- ・毎日 1 回以上の清掃を行い、行楽シーズン等は回数を増やす等適宜対応すること。
- ・清掃の基準を設け、チェックシートや確認表により清掃の質の向上に努めること。
- ・作業中は利用者に配慮すること。
- ・床、壁、窓ガラス照明器具等は適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに詰まり等にはすぐ対処すること。
- ・ホルダー内には常時ペーパーがあるようにすること。

- ⑤ 管理事務所
 - ・床ワックスがけ、窓ガラスやブラインド、照明器具等の清掃を適切な方法や頻度で実施し、管理事務所を清潔な状態に維持すること。
- ⑥ 排水設備
 - ・U字溝、排水桝、浸透桝、汚水桝、人孔等の排水設備の機能を維持するため適宜点検を行うとともに、堆積する土砂等を除去する。
 - ・豪雨による浸水を防ぐため、排水口についてよく清掃すること。
 - ・関係法令等に基づき、適切な定期点検・保守を実施する。
- ⑦ 「足湯」(ハーブ園)
 - ・週1回水替えを行い、ハーブ等の入れ替えは週2回実施する。更衣室の清掃は、毎日(営業日のみ)実施する。
 - ・設備保守は、月次点検(指定管理者実施)と年次点検(専門業者)を行う。
- ⑧ 廃棄物処理
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、適切に処理すること。
 - ・集積場所から溢れることが無いように適宜行うこと。
 - ・資源廃棄物は、再資源化に努めること。
- ⑨ 電気設備
 - ・電気設備の点検を行い、良好な状態を維持するとともに、故障等については迅速に対応すること。
 - ・関係法令等に基づき、適切な定期点検・保守を実施する。
 - ・照明灯は、順次LED仕様にする。
 - ・自家用電気工作物の管理は、指定管理者において電気主任技術者を定め、関係機関への手続きを行い、月次点検と年次点検を実施し点検結果は事務所において保管すること。
 - ・点検結果については、月次点検は実施月の事業報告書と合わせて市に提出すること。また、年次点検は実施月の事業報告書と合わせて市に提出すること。
- ⑩ 給水設備
 - ・水飲み、散水栓等の給水設備は点検調整を行い、良好な状態を維持するとともに、故障・漏水等については迅速に対応すること。
 - ・関係法令等に基づき、適切な定期点検・保守を実施する。
- ⑪ モニュメント等
 - ・モニュメント等の破損・汚損を日常的に目視・触診・打音等により把握し、点検表を定めて記録すること。
 - ・点検は月に1回以上行うこと。
 - ・修繕が必要な破損・汚損を確認した場合は、事前に市と対応を協議し実施すること。

⑫ 遊具

- ・遊具の安全点検マニュアルを作成し、それに基づいた点検を実施する。
- ・日常巡視は、園内巡回等にあわせて目視等で行う。
- ・日常点検は、月に1回以上、マニュアルとともに作成したチェックリストに基づいた触診等を実施し、業務月報と併せて市に結果を報告する。
- ・年に1回以上、専門業者等による定期点検を実施し、必要に応じて精密点検も行い、その結果も市に提出する。

各点検の定義は次の表のとおりとする。

点検の種類	定義
日常巡視	日常的な見回りにより、主に外観の異常の有無を確認するもの。
日常点検	指定管理者による詳細な点検。特に遊具の各部材の劣化や異常の有無・度合いを確認するもの。なお、必要に応じて措置を講じる。
定期点検 (法定点検)	専門技術者による詳細な点検。遊具の劣化・ハザード点検及びそれらを組み合わせた総合評価と塗装状態の評価により、継続使用の可否判定を行うもの。

マニュアル作成及びその他詳細については、次の図書等を参考にするものとする。

- ・国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（改訂第3版）
- ・一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準」

⑬ 公園施設の点検等

- ・上記の法令等の規定に従って点検が行われるもののほかの公園施設の安全点検については、「公園施設の安全点検に係る指針（案）平成27年4月国土交通省」に準じ実施すること。

⑭ その他

- ・上記に記載のない施設や設備についても関係法令や神奈川県の手引等に基づくほか、「公園施設一覧表」を参照の上、チェックリストを作成し、日常的に目視・触診等により状況を把握し、良好な状態に保ち、適切な保守点検、維持管理を行うこと。
- ・保守の方法に迷う場合は、市の指示を仰ぐこと

[植 栽 管 理]

(1) 管理の基準

- ・作業頻度は、「植栽管理等基準表」を原則として、利用者や周辺住民の要望等には適宜対応すること。また、公園の魅力向上のため必要な作業を指定管理者の工夫により実施する。
- ・作業実施時は、公園利用者及び周辺住民に配慮するとともに、安全を確保し丁寧に行う。
- ・薬剤を使用する場合は、農薬関連法令及び薬剤メーカーの定める用法・用量を遵守するとともに最低限の使用に抑えること。
- ・「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」を遵守すること。

(2) 管理の水準

① 芝生管理

- ・刈り残しやむらがないように均一に刈り込む。
- ・機械除草と人力除草の適宜組み合わせにより雑草の繁茂を防ぎ、健全な状態を保つ。除草時には傷めないように丁寧に作業を行う。
- ・除去した草類については適正に処分し、その場に残すことがないようにすること。
- ・目土かけ、エアレーション、ブラッシングや補植等は時期に注意し、適正に行う。

② 樹木管理

ア 低木・中高木

- ・基本剪定と日常剪定等を適宜組み合わせ、樹木の特性に応じて適切な時期と方法により実施する。
- ・頂枝は一つとし、防犯及び樹形を意識して剪定を行い、ぶつ切りとはしない。
- ・樹木医などの専門家の判断により、倒木の恐れがあると診断された場合には、速やかに伐採・伐根するとともに、必要に応じて補植を行うこと。

イ 花壇

- ・計画的に花の植え付けを行い、通年で楽しめるように工夫すること。
- ・空いているスペースを花壇にすることも可能であるが実施については市と協議すること。

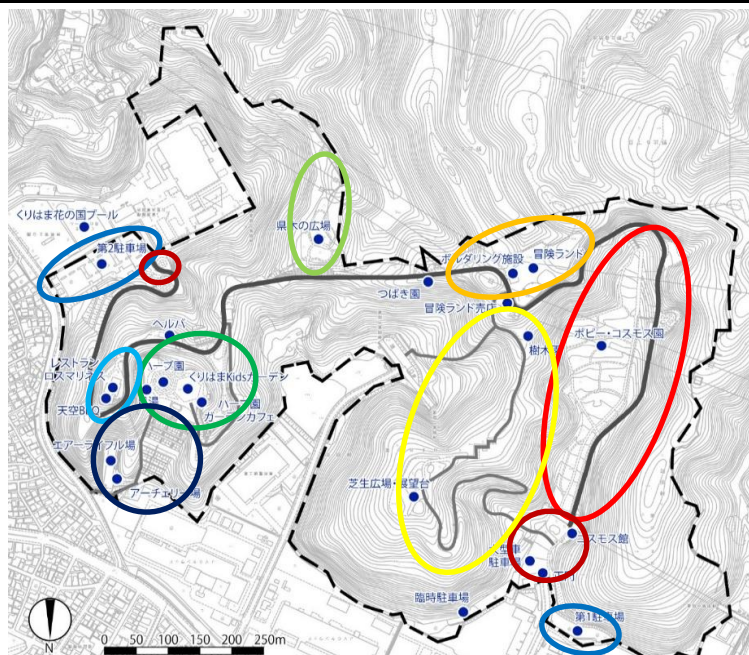
[植 栽 管 理 等 基 準 表]

作 業 の 種 類		頻 度	予想数量	単位	作 業 時 期											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
清 掃	日常清掃	毎日	1	式												
高木管理	基本剪定	年1回 適時	480	本												
	緑道帯	年1回 適時														
	展望広場	年1回 適時														
中低木管理	生垣	年1回	590	m												
	低木	年1回	9,200	m ²												
除 草	コスモス・ポピー広場(法面)	年3回 × 8,000m ²	24,000	m ²												
	県木の広場	年3回 × 900m ²	13,200	m ²												
	他園内	年3回 × 30,300m ²	90,900	m ²												
芝手入れ		随時	1	式												
病虫害防除	薬剤散布等	随時	1	式												
花壇草花管理	入口広場円形花壇	年4回 × 8,100株	32,400	株												
	入口道路脇花壇	年3回 × 1,500株	4,500	株												
	入口広場～冒険ランドまでの園路花壇	年4回 × 9,900株	39,600	株												
	冒険ランド～第2駐車場までの花壇	年4回 × 5,400株	21,600	株												
	四季の花壇	年2回	36,000	m ²												
ポピー・コスモス園管理	耕耘(トラクター1t級)	年2回/18,413m ²	36,826	m ²												
	コスモス播種	年1回	18,413	m ²												
	ポピー播種	年1回	18,413	m ²												
	灌水工	随時	1	式												
	被覆材設置撤去	年1回	18,413	m ²												
	花文字植付(マリゴールド)	年2回	112	m ²												
	清 掃	随時	1	式												
	除草	随時	1	式												
灌 水		随時	1	式												
立木伐採		随時	1	式												
施 肥	寒肥・追肥	随時	1	式												

留意事項

- ・上記作業内容を基本に、通年での魅力作りに指定管理者自らの創意工夫と努力で取り組む。
- ・特に新しい固まりとしての花の訴求に取り組むこと。
- ・作業実施にあたっては、来園者の公園利用を妨げることなく、安全確保にも努めること。
- ・薬剤を使用する場合には、農薬関連法規及び薬剤メーカーの定める用法・用量を遵守し、かつ必要最低限の使用に抑えること。
- ・枯れ木・枯れ枝は、危険防止のため早急に撤去を行う。また、隣接地への越境や道路等への立木のはみ出しも適正に対処すること。

くりはま花の国



管理の特性及び考え方

◎公園の特性

花と緑の名所であり、ポピー・コスモス園やハーブ園のほか季節ごとに異なる花々が楽しめる。また「冒険ランド」や「くりはまkidsガーデン」など家族で楽しめる施設も充実している。

◎管理の基本的な考え方

4・5月及び9・10月のポピー・コスモスのシーズンを中心に、集客を目的とした積極的な維持管理を行い、日常利用と花修景との両立を目指す。

● 入口広場

公園入口の顔となる広場で、常に花の景観を提供できるように花壇整備を行う。

● ポピー・コスモス園

春にはポピーが秋にはコスモスが100万本咲き誇る花壇。花修景の構築と生育に留意して管理を行う。

● 冒険ランド

ゴジラの滑り台や大型遊具が設置されている。遊具の日常点検・定期点検を行い、劣化・破損への早期対処に努め、安全に遊べる環境を整える。

● 樹木園、芝生広場、展望台

森林浴を楽しめる散策コースとなっている。展望台の東側は樹木が成長し眺望が悪いが西側では富士山が望める。芝生広場（フリースペース）と展望台の利活用の検討を行う。

● 県木の広場

園内で最も標高の高い場所に都道府県を代表する郷土の木と横須賀市の木のオオシマザクラを植栽している。シンボルベル「愛の鐘」は撮影スポットとなっている。

● アーチェリー場・エアライフル場

初心者から上級者まで楽しめる施設。アーチェリー場入口からハーブ園をつなぐ大階段は津波用避難階段にもなっている。

● ハーブ園

ハーブ園に向かう花壇（天空の花畑）は春はネモフィラが人気である。ハーブ園ではハーブのほか、足湯や、熱帯性の植物がみられる温室があり、まつり期間以外にも花が楽しめる。複合遊具やロング滑り台も設置され、大人も子供も楽しめるエリアである。遊具の日常点検・定期点検を行い、劣化・破損への早期対処に努め、安全に遊べる環境を整える。花壇周辺の休憩エリアは除草などの作業頻度を高くする。

● レストラン

東京湾の眺望がよいレストラン。眺望を妨げないよう植栽管理を行い、法面においては高木の剪定や除草、ツルの除去などに努める。花壇は季節感を持ったテーマ性のある植栽を行う。

● 駐車場

まつり期間（特にGW）は混雑するため適切に案内を行う。待機列の対策も併せて行う。

園路

アジサイやツバキなどの植栽がみられる。歩道部へ伸び切らないよう注意し、適宜剪定作業を行う。

その他

日常的な巡視により異常の早期発見に努め、早急に対応すること。樹木管理を徹底し、危険な樹木が確認された場合は速やかに伐採等を行うこと。

公園施設一覧表(くりはま花の国)

施設位置	施設名	施設規模等	数量
入口広場	園名板	門柱一体形	1ヶ所
	門扉	鋳物製 柱コンクリート	1ヶ所
	記念碑	自然石製 手作り郷土賞の碑	1ヶ所
	〃	自然石製 緑の都市賞の碑	1ヶ所
	電気設備	高圧受電設備等	1式
	公園案内図		1基
	時計	ソーラ式	1基
	車止め	ステンレス製	3基
	フラワートレイン乗り場		1ヶ所
	売店	公園施設管理許可	1ヶ所
コスモス・ポピー園 (イングリッシュガーデン、冒険ランドまでの園路も含む)	ウッドデッキ	屋外卓・テーブル・ベンチ	1ヶ所
	木製階段		1式
	ベンチ	背なし型	27基
	背ありベンチ		3基
	フラワートレイン乗り場		1ヶ所
	擬木柵	H=1.0m	
	手摺	木製	
	屋外トイレ		1棟
	水飲み		1基
	電気設備	イベント電源盤	2基
冒険ランド	滑り台	ゴジラ型	1基
	複合遊具		1基
	リンク遊具	イヌタイプ	2基
	あすまや	擬木製	1ヶ所
	屋外卓	木製	4基
	ベンチ	木製 サークル型	4基
	公園案内図		1基
	擬木柵	H=1.0m	
	手摺	ステンレス製	
	屋外トイレ		2棟
	水飲み		2基

公園施設一覧表(くりはま花の国)

施設位置	施設名	施設規模等	数量
冒険ランド	売店・倉庫	公園施設管理許可	1ヶ所
	受水槽		1基
	電気設備	高圧受電盤・低圧動力電灯盤 など	1式
展望広場 (うおくに横園路から 冒険ランドまでの園路 を含む)	展望台	コンクリート製	1ヶ所
	ベンチ		17基
	//	石製	8基
	屋外卓	木製	6基
	管理人詰所		1ヶ所
県木の広場	愛の鐘	ステンレス製	1ヶ所
	パーゴラ		1ヶ所
	ベンチ	木製	8基
	アーチトンネル	鉄製	2ヶ所
	樹木案内図		2ヶ所
	手摺	2段タイプ	
	//	フットライトタイプ	11基
	電気設備	電灯分電盤	1基
	//	電灯電源盤	1基
	//	イルミネーション盤	1基
ツバキ園	あすまや	木製	1ヶ所
	ベンチ	石製	15基
エア－ライフル・ アーチェリー場	エア－ライフル場	エア－ライフル	8射席
	アーチェリー場	アーチェリー	12レーン
	門扉		1式
	車止め		1基
	管理人詰所	事務室・トイレ	1ヶ所
	落石防護柵	H=4.5m	
	防音柵	H=2.0m	
	防護柵	H=2.0m	
	ポンプ室	受水槽も含む	
	電気設備	高圧受電盤	

公園施設一覧表(くりはま花の国)

施設位置	施設名	施設規模等	数量
エアーライフル・アーチェリー場	倉庫	低圧電灯盤	
	//	低圧動力盤	
	電気設備(照明灯)	フットライト等	
	手摺	ステンレス製	
	倉庫		2基
駐車場	第1駐車場	大型7台・普通車180台収容(臨時駐車場も含む)	
	第2駐車場	普通車247台収容	
	パークゴルフ場駐車場		
	屋外トイレ	第二駐車場内	1棟
	管理人詰所	第1駐車場	1ヶ所
	//	第2駐車場	1ヶ所
	門扉	鎖柵H=0.8m・門扉・フェンスH=1.2m・1.8m	
	//	鋼製スライド式	1基
	園名石	石製	1基
	車止め		17基
	電気設備	電灯盤	1基
	//	照明灯	13
	//	フラットタイプ	3
	//	引き込み柱	1
園路 (冒険ランドから第二 駐車場園路)	あずまや	フラワートレイン待合所	1ヶ所
	カーブミラー		5基
	電灯盤照明灯	園名板付	7基
ハーフ園 (管理棟を含む)	足湯	機械室、LPガス格納庫含む	1ヶ所
	足湯簡易更衣室	木造	1ヶ所
	コンビネーション遊具	複合遊具、滑り台等	1式
	温室		1ヶ所
	展望台	鉄筋コンクリート製	1ヶ所
	管理棟		1棟
	屋外トイレ		1ヶ所
	ベンチ	木製	23基

公園施設一覧表(くりはま花の国)

施設位置	施設名	施設規模等	数量
ハーブ園 (管理棟を含む)	屋外卓	木製	4基
	あすまや		1ヶ所
	売店	公園施設管理許可	1ヶ所
	水飲み		2ヶ所
	トビアリ		
	園名石		2基
	記念碑	横須賀市就労支援造園科30周年記念	1基
	発券所	現在は、倉庫として使用	
	フラワートレインのりば	管理棟前	1か所
	門扉		1式
	木製階段		1ヶ所
パークゴルフ場 跡地周辺	管理事務所	事務室・トイレ	1ヶ所
	ポンプ室		1ヶ所
	倉庫		1ヶ所
	変電設備		1ヶ所
	車止め	ステンレス製	3基
その他	ベンチ		22基
	屋外トイレ	ヘルバ前	1ヶ所
	アーチ	ステンレス製	1基
	時計	ソーラ式	5基
	電気設備(照明灯)	電灯盤照明灯	84
	車止め	鋳物製・可動式・スライド式・固定式等	1式
	電灯盤変電設備	高圧受配電盤	4基
	標示板	施設案内など	1式
	擬木階段		
	その他給排水電気放送設備		
	レストラン	公園施設管理許可	1ヶ所
	ヘルバ(旧売店)	公園施設管理許可 温室含む	1ヶ所

○指定管理施設(市が支払う指定管理料により指定管理者が管理運営する施設)

No.	施設名	外観	施設概要		備考 ※設備概要等は施設建築時の情報を基にしているため、現在とは異なる場合があります
			構造	施設面積	
1	管理棟・職員用トイレ		鉄骨造	137.00㎡	【主な内部施設】 事務室・会議室・トイレ(男・女)・更衣室・給湯室 【主な設備】 ・空調機 ・天井埋込形換気扉等 【消防設備】 ・消火器具3基(粉末ABC小型) ・非常警報器具及び設備一式
			建築年月	主要用途	
			平成9年3月	事務室・会議室等	
2	管理小屋 第一駐車場		構造	施設面積	【主な内部施設】 事務室 【主な設備】 ・換気扉等 ※現在はハイシーズンのみ有人管理(交通整理人の拠点として使用)
			木造	7.25㎡	
			建築年月	主要用途	
			平成16年4月	事務室	
3	管理小屋 第二駐車場		構造	施設面積	【主な内部施設】 事務室 【主な設備】 ・換気扉等 ※現在は管理小屋としては使用せず、倉庫として使用
			鉄骨造	9.60㎡	
			建築年月	主要用途	
			平成7年3月	倉庫	
4	機械室 (冒険ランド前)		構造	施設面積	【主な内部施設】 機械室 【主な設備】 ・換気扉等
			アルミサンドイッチパネル造	12.00㎡	
			建築年月	主要用途	
			平成元年3月	機械室	
5	旧券売所 (ハーブ園)		構造	施設面積	【主な内部施設】 事務室 【主な設備】 ・換気扉等 ※現在は券売所としては使用せず、倉庫として使用
			鉄骨造	3.00㎡	
			建築年月	主要用途	
			平成9年3月	倉庫	
6	トイレ 第二駐車場		構造	施設面積	【主な内部施設】 トイレ(男、女、バリアフリー)等 【主な設備】 ・換気扉等
			鉄骨造	41.60㎡	
			建築年月	主要用途	
			平成7年3月	トイレ	
7	トイレ コスモス・ポピー園		構造	施設面積	【主な内部施設】 トイレ(男、女、バリアフリー)等 【主な設備】 ・換気扉等
			鉄骨造	43.20㎡	
			建築年月	主要用途	
			平成3年12月	トイレ	
8	トイレ 冒険ランド①		構造	延床面積	【主な内部施設】 トイレ(男、女)等 【主な設備】 ・換気扉等
			アルミサンドイッチパネル造	33.12㎡	
			建築年月	主要用途	
			平成12年3月	トイレ	
9	トイレ 冒険ランド②		構造	施設面積	【主な内部施設】 トイレ(男、女)等 【主な設備】 ・換気扉等
			鉄骨造	24.96㎡	
			建築年月	主要用途	
			昭和61年3月	トイレ	

○指定管理施設(市が支払う指定管理料により指定管理者が管理運営する施設)

No.	施設名	外観	施設概要		備考 ※設備概要等は施設建築時の情報を基にしているため、現在とは異なる場合があります
			構造	施設面積	
10	トイレ ヘルパ前		鉄骨造	30.00㎡	【主な内部施設】 トイレ(男、女、バリアフリー)等 【主な設備】 ・換気扇等
			建築年月	主要用途	
			平成9年3月	トイレ	
11	トイレ ハーブ園		鉄骨造	30.00㎡	【主な内部施設】 トイレ(男、女、バリアフリー)等 【主な設備】 ・換気扇等
			建築年月	主要用途	
			平成9年3月	トイレ	
12	エアライフル場		鉄筋コンクリート造	258.00㎡	【主な内部施設】 射場・事務室・倉庫 ※横須賀市エアライフル協会が運営に協力。指定管理者より業務委託。 【主な設備】 ・換気扇等 【消防設備等】 ・非常警報器具及び設備一式 ・消火器具1基(粉末ABC小型)
			建築年月	主要用途	
			平成11年4月	射場	
13	管理棟・トイレ アーチェリー場		鉄骨造	25.59㎡	【主な内部施設】 事務室・トイレ(男、女)等 【主な設備】 ・換気扇等 【消防設備等】 ・消火器具1基(粉末ABC小型) ・非常警報器具及び設備一式
			建築年月	主要用途	
			平成11年4月	事務室・トイレ	
14	的屋 アーチェリー場		木造	29.70㎡	【主な内部施設】 アーチェリー資材置き場・風除け ※現在の的屋としては使用していない
			建築年月	主要用途	
			平成11年4月	風除け	
15	管理小屋 アーチェリー場		木造	13.86㎡	【主な内部施設】 事務室(指定管理者側でレンタル契約) ※横須賀市アーチェリー協会が運営に協力。 【主な設備】 ・換気扇等 【消防設備等】 ・消火器具1基(粉末ABC小型)
			建築年月	主要用途	
			平成8年9月	事務室	
16	管理棟・トイレ パークゴルフ場跡地周辺		アルミサンドイッチパネル造	37.60㎡	【主な内部施設】 事務室・トイレ(男、女)等 【主な設備】 ・換気扇等 ・エアコン 【消防設備等】 ・非常警報器具及び設備一式
			建築年月	主要用途	
			平成9年11月	事務室・トイレ	
17	足湯 ハーブ園		木造	25.92㎡	【主な内部施設】 足湯・機械室・プロパン庫・簡易更衣室 【主な設備】 ・給湯設備等
			建築年月	主要用途	
			平成18年1月	温浴施設	
18	温室 ハーブ園		鉄骨造	211.00㎡	【主な内部施設】 温室等 【主な設備】 ・換気装置等
			建築年月	主要用途	
			平成9年3月	温室	

○指定管理施設(市が支払う指定管理料により指定管理者が管理運営する施設)

No.	施設名	外観	施設概要		備考 ※設備概要等は施設建築時の情報に基づいているため、現在とは異なる場合があります
			構造	施設面積	
19	冷凍庫 レストラン附属建物		鉄骨造	6.48㎡	【主な内部施設】 冷凍庫 【主な設備】 ・冷凍設備 故障中(代替:冷凍ストッカー(備品明細参照))
			建築年月	主要用途	
			平成9年3月	冷凍庫	
20	倉庫 レストラン附属建物		構造	施設面積	【主な内部施設】 倉庫等 【主な設備】 ・換気扇等
			木造	6.48㎡	
			建築年月	主要用途	
			平成9年7月	倉庫	
21	プロパン庫 レストラン附属建物		構造	延床面積	【主な内部施設】 倉庫等 【消防設備】 ・消火器具1基(粉末ABC小型)
			ブロック造	7.18㎡	
			建築年月	主要用途	
			平成9年3月	倉庫	
22	倉庫 パークゴルフ場跡地周辺		構造	施設面積	【主な内部施設】 倉庫等 【主な設備】 ・換気扇等
			アルミサンドイッチパネル造	15.00㎡	
			建築年月	主要用途	
			昭和61年3月	倉庫	
23	旧管理人詰所 展望広場付近		構造	施設面積	【主な内部施設】 事務室 【主な設備】 ・換気扇等 ※現在は管理人詰所としては使用せず、倉庫として使用
			木造	9.93㎡	
			建築年月	主要用途	
			昭和60年1月	倉庫	

○管理許可施設(公園施設管理許可により指定管理者が管理運営する施設ー指定管理料充当不可)

No.	施設名	外観	施設概要		備考
①	フラワートレイン		車両名(導入時期)	令和6年度利用者数	・営業時間 10:00～16:00(運行ダイヤは季節によって変動) ・運休日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、雨天日、年末年始 ・料金 片道1回 大人500円、小人(3才～中学生)300円 (料金は基本的に現状維持とし、変更を希望する場合には市と協議が必要)
			コスモス号 (平成21年3月) ポピー号 (平成22年3月)	25,010人	
②	レストラン		構造	延床面積	提供するサービスの内容や金額、営業日等は、基本的に管理者に委ねますが、事前に市と協議をお願いします。(※大きな用途変更はできません) 【主な設備】 厨房設備、冷蔵庫、客席、エアコン、事務室など 【現況】 月曜休業、ハイシーズンには無休。パスタ・ピザ・カレー等を販売。
			鉄骨造	405.54m ²	
			建築年月日	主要用途	
			平成9年3月31日	飲食店	
③	売店 「コスモス館」		構造	延床面積	提供するサービスの内容や金額、営業日等は、基本的に管理者に委ねますが、事前に市と協議をお願いします。(※大きな用途変更はできません) 【主な設備】 商品棚、エアコンなど 【現況】 無休。お土産品及びソフトクリーム等を販売。大型バスの料金収受も担当
			木造	79.04m ²	
			建築年月日	主要用途	
			平成9年8月27日	売店	
④	売店 「ガーデンカフェ」		構造	延床面積	提供するサービスの内容や金額、営業日等は、基本的に管理者に委ねますが、事前に市と協議をお願いします。(※大きな用途変更はできません) 【主な設備】 調理台、エアコンなど 【現況】 平成29年3月より営業再開。不定休。コーヒーなど飲み物他軽食、ソフトクリーム等を販売。
			木造	9.91m ²	
			建築年月日	主要用途	
			平成9年3月31日	売店	
⑤	売店 「冒険ランド」		構造	延床面積	提供するサービスの内容や金額、営業日等は、基本的に管理者に委ねますが、事前に市と協議をお願いします。(※大きな用途変更はできません) 【主な設備】 調理台、エアコンなど 【現況】 不定休。飲み物他軽食を販売。
			木造	16.56m ²	
			建築年月日	主要用途	
			平成10年4月12日	売店	
⑥	会議室 「ヘルパ」		構造	延床面積	用途等は、基本的に管理者に委ねますが、事前に市と協議をお願いします。 【現況】 講座や教室等の自主事業の会場及び会議室として使用。
			木造	80.94m ²	
			建築年月日	主要用途	
			平成9年3月31日	会議室	
⑦	温室		構造	延床面積	用途等は、基本的に管理者に委ねますが、事前に市と協議をお願いします。 【現況】 自主事業及び倉庫等として使用。
			鉄骨造	83.84m ²	
			建築年月日	主要用途	
			平成9年3月31日	温室	
⑧	フラワーバス		車両名(導入時期)	令和6年度利用者数	繁忙期にフラワートレインと併せて運行。園外(一般道)の走行も可能。30人乗り。
			マリンプルー号 (平成27年4月)	0人(運行実績なし)	